

指定校変更についてのお知らせ

～指定された学校以外の学校へ通いたい場合～

(令和7年度新入学用)

保護者各位

那覇市教育委員会では、「那覇市立小学校及び中学校の通学区域等に関する規則」に基づき、各学校の通学区域を指定しています。

しかし、児童生徒及び保護者にとって、指定された学校への通学が著しく負担になることが客観的に認められる、右記のような特別な理由があるときは、保護者からの申立てを受け、指定校の変更を認めております。

つきましては、令和7年度新入学児童生徒の指定校変更の申請受付を令和7年1月14日(火)※オンラインは1月10日(金)より行いますので、お知らせいたします。

【申請方法】学務課窓口、オンライン申請、郵送
※オンライン申請および郵送での受付は右記の★付きの区分のみ行います。詳細は学務課ホームページをご確認ください。

- 【必要書類】
- 1 就学通知書
- 2 保護者の身分証明書（運転免許証など）
- 3 右記必要書類

※「転居予定」、「留守家庭」で変更希望の場合は、事前にお電話でお問い合わせください。

那覇市教育委員会 学務課 学事グループ

住所 那覇市泉崎1-1-1 那覇市役所11階
電話 098-917-3505

表① 留守家庭

変更できない学校	通学区域が隣接し変更できる学校
泊小学校	壺屋小学校 若狭小学校 曙小学校 那覇小学校
小禄南小学校	垣花小学校 小禄小学校 宇栄原小学校
高良小学校	宇栄原小学校 金城小学校
古蔵小学校	真和志小学校 与儀小学校 城岳小学校 上間小学校 仲井真小学校
石嶺小学校	城東小学校 城北小学校
天久小学校	安謝小学校 大道小学校 壺屋小学校 曙小学校 銘苅小学校
真嘉比小学校	城西小学校 大道小学校 松川小学校 壺屋小学校 松島小学校 銘苅小学校

表② 大規模校等から小規模校等へ

大規模校等	通学区域が隣接する小規模校等
泊小学校	壺屋小学校 若狭小学校 曙小学校 那覇小学校

区分・理由	変更可能な学校	対象学年	許可期間	必要書類
転居予定 市内での転居予定（概ね6ヶ月以内）の場合	転居予定の住所が属する通学区域の学校	全学年	予定日まで	・ 建築請負契約書等の写し ・ 誓約書
留守家庭 両親共働き等により日中留守になるため、放課後、祖父母宅又は児童クラブ等に児童を預ける場合	放課後預かる者の住所が属する通学区域の学校 ※申請の際は、預かる方も一緒にいらしてください。（本人確認・意思確認を行います。） ※児童クラブ等に預ける場合、指定校区内の児童クラブ等に預けない合理的な理由を確認します。 ※泊小・小禄南小・高良小・古蔵小・石嶺小・天久小・真嘉比小への変更は、兄弟姉妹が既に当該校に在学している場合を除きできません。 この場合、当該校に通学区域が隣接する学校への変更はできます。（対象校は表①のとおり）	小学校 全学年	理由が存する期間	・ 勤務証明書または自営業申告書 ・ 児童預かり証明書（※那覇市教育委員会学務課ホームページでダウンロード・印刷できます）
心身的理由 心身の故障等により、指定校へ通学することに支障がある場合	通学に支障がない学校	全学年	理由が存する期間	・ 医師の診断書 ・ 誓約書
★指定校変更許可地域 教育長が指定校変更を許可している地域に在住している場合	許可対象の学校	全学年	卒業まで	
★兄弟姉妹関係 兄弟姉妹が指定校変更（留守家庭の区分を除く）による在学または学校選択制による入学の場合	兄弟姉妹が在学し、又は入学する学校 ※新入学児童生徒の入学時に兄または姉が在学している場合に限ります。	全学年	卒業まで	
★指定校変更児童の中学校入学 指定校変更している児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校	中学校 入学時	中学校 卒業まで	
★学校選択制適用児童の中学校入学 学校隣接校選択制で小学校に入学した児童が中学校に入学する際、卒業する小学校区の中学校を希望する場合	卒業する小学校区の中学校 ※隣接校選択制で入学後、転居している場合は対象にならない場合があります。	中学校 入学時	中学校 卒業まで	
★大規模校等から小規模校等へ 大規模校等（泊小）から、通学区域が隣接する小規模校等への変更を希望する場合	通学区域が隣接する小規模校等（対象校は表②のとおり）	全学年	卒業まで	